

要注意ポイントが
スツキリわかる!

会社税務の ミス事例

❖ 中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除とは?

❖ 定額減税で誤りやすい点は?

❖ インボイス制度後の交際費課税の注意点は?



はしがき

この小冊子は、近年の税制改正項目を中心に、中小企業の日々の経理業務や税務実務において特に押さえておかなければならない項目を、法人税、消費税、源泉所得税、その他に分けて「ミス事例」という形式で紹介し、これらのミスを防ぐため知っておくべき知識と注意すべきポイントを事例ごとにまとめたものです。

具体的には、法人税では、中小企業に限り賃上げ促進税制に繰越控除が認められるようになったこと、交際費から除かれる飲食費が「1人5,000円以下」から「1人1万円以下」に増額されたこと、中小企業倒産防止共済が任意解約後2年間は掛金の損金算入が認められなくなったことなどを取り上げました。消費税では令和5年10月からインボイス制度が開始されたことに伴い、免税事業者等から仕入れた場合の経過措置や、インボイス制度を機に課税事業者となった事業者向けに設けられた、いわゆる「2割特例」、中小事業者の支払対価の額（税込）が1万円未満の少額取引はインボイスなしでも仕入税額控除が認められる、いわゆる「少額特例」などを取り上げています。また、源泉所得税では令和6年度限りで行われる「定額減税」について、すでに実務で行われている月次減税と、これを前提に行われる年調減税について、その違いや実務上の注意点を取り上げています。さらに電子帳簿保存法の3つの制度のうち、令和6年1月から唯一適用が強制されている「電子取引データ保存制度」の注意点について、その他の事例として取り上げました。これらの事例は、各改正項目の中でも特に押さえておかなければならない項目といえます。

また、上記の改正項目だけでなく、役員給与や届出書・申請書の提出、源泉徴収事務においてミスの多い事例についても取り上げています。

この小冊子をご一読いただくことで、改正項目のポイントやミスの多い事例を押さえ、日々の経理業務や税務実務にお役立ていただければ幸いです。

CONTENTS

法人税

- 事例 ① 中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除 ④
- 事例 ② 交際費の損金不算入 ⑥
- 事例 ③ 中小企業倒産防止共済の見直し ⑧
- 事例 ④ 青色申告承認申請書の提出失念 ⑩
- 事例 ⑤ 事前確定届出給与の変更 ⑫
- 事例 ⑥ インボイス開始後の仮払消費税等の計算 ⑭

消費税

- 事例 ⑦ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置 ⑯

事例 8 インボイス制度における2割特例 18

事例 9 インボイス制度における少額特例 20

事例 10 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限 22

源泉所得税

事例 11 定額減税（月次減税） 24

事例 12 定額減税（年調減税） 26

事例 13 年末調整の結果、納付税額がなくなった 28

その他

事例 14 電子帳簿保存法 30

1

中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除

中小企業者である当社は、全雇用者の給与等支給額が前年度比1.5%以上増加していたにもかかわらず、所得がマイナスであったため、繰越控除ができることを失念し、特別控除の明細書を添付せずに申告してしまいました。

ミスのポイント

中小企業者は、一定の要件を満たす賃上げを実施した事業年度に控除しきれなかった金額は、5年間繰り越して、全雇用者の給与等支給額が前事業年度より増加している事業年度に限り繰越控除することが可能になりました。

1 中小企業向け賃上げ促進税制とは

青色申告法人である中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、次の割合の金額を法人税額から控除することができます（令和9年3月31日まで）。ただし、法人税額の20%相当額が限度となります。

全雇用者給与等 支給額 (対前年度比)	税額控除 割合	教育訓練費 前年度比 5%以上※1	両立支援・ 女性活躍※2	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	+5%	45%
+2.5%	30%			

※1 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能です。

※2 厚生労働大臣の定める「くるみん」（仕事と子育ての両立サポート）以上又は「えるぼし」（女性活躍推進）2段階目以上の認定が要件になります。

2 5年間の繰越控除制度

青色申告書を提出する中小企業者の各事業年度で、中小企業向け賃上げ促進税制による特別控除をしても、なお控除しきれない金額（「繰越税額控除限度超過額」）があるときは、一定の要件を満たすことで（3を参照）、その控除しきれない金額について翌事業年度以降5年間繰り越して特別控除ができることとされました（令和6年4月1日以後に開始する事業年度から）。

このため、所得がマイナス（赤字）になった場合でも、翌事業年度以降5年以内に黒字となった場合には、繰り越した分の特別控除を受けることができます。

3 繰越控除の適用を受けるための要件

繰越控除の適用を受けるには、主に次の要件を満たしている必要があります。

- ① 中小企業向け賃上げ促進税制の適用を受け繰越税額控除限度超過額が発生した事業年度において、特別控除に関する明細書（法人税申告書別表6（24））及び繰越税額控除限度超過額の明細書（法人税申告書別表6（24）付表1）を提出していること
- ② ①の事業年度後の事業年度において、繰越税額控除限度超過額の明細書（法人税申告書別表6（24）付表1）を提出していること
- ③ 繰越控除を行う事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前事業年度より増加していること
- ④ 繰越控除を行う事業年度において、確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して提出すること

4 繰越控除の適用を受ける法人等

繰越控除の適用を受けるには、税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時ににおいて中小企業者等である必要はありますが、繰越控除を行う事業年度において中小企業者等に該当することは要件とされていません。

5 全企業（大企業）向け・中堅企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制には、中小企業向け以外にも、全企業（大企業）向け・中堅企業（従業員2,000人以下）向けの制度があり、制度ごとに賃上げ要件及び税額控除割合、上乘せ要件が定められています。



注意すべきポイント

- ★中小企業向け賃上げ促進税制は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から、控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能になりました。
- ★繰越控除の適用を受けるためには、繰越控除を行う事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前事業年度より増加していることが必要です。
- ★繰越税額控除限度超過額が発生した事業年度及び繰越控除を行う事業年度において、一定の明細書を提出していなければなりません。

2

交際費の損金不算入

インボイス発行事業者でない飲食店で行った接待飲食費を、インボイス発行事業者と同様の計算（支払金額÷1.10÷参加人数）で1万円の判定を行い、交際費等から除外して損金不算入の計算を行ってしまいました。

ミスのポイント

支払金額に消費税はないものとされるため、支払金額を参加人数で除して1万円の判定を行います。ただし、インボイス経過措置期間はこれを考慮して計算します。

1 交際費から控除される接待飲食費

損金不算入となる交際費等の対象から除かれる一定の飲食費とは、その支出する金額をその飲食費に係る飲食等の参加者人数で除して計算した金額が1万円以下（令和6年3月31日以前は5,000円以下）のものをいいます。なお、社内飲食費は除かれます。この規定は、次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 飲食等の年月日 | ③ 飲食等に参加した者の数 |
| ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係 | ④ その費用の金額並びに飲食店等の名称及び所在地 |
| | ⑤ その他参考となるべき事項 |

2 インボイス発行事業者でない飲食店で飲食等を行った場合

税抜経理を採用している場合には、支払金額のうち税抜価額を参加人数で除して1万円の判定を行います。ただし、インボイス発行事業者でない飲食店で飲食等を行った場合、支払金額に消費税はないものとされるため、支払金額を参加人数で除して1万円の判定を行います。

[具体例] インボイス発行事業者でない飲食店で接待を行い（参加人数10人）、接待飲食費110,000円を支払った場合

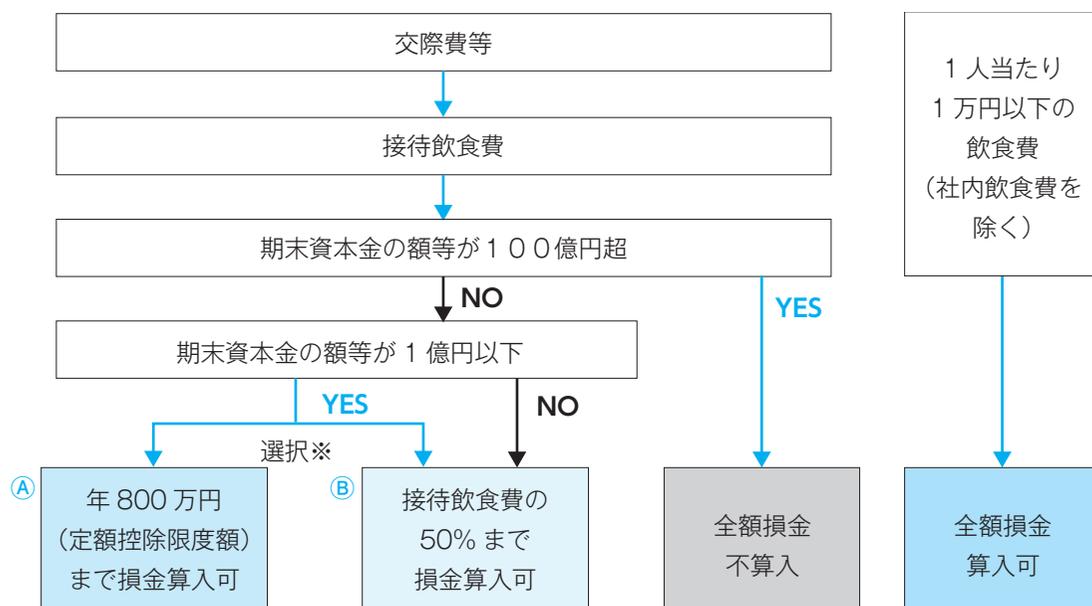
- ➔ $110,000円 \div 10人 = \underline{11,000円}$ ※ $110,000円 \div 1.10 \div 10人 = 10,000円$ とするのは誤り
- ➔ 1万円超のため交際費等から除かれる飲食費に該当しない（交際費等に含めて限度額まで損金算入）

ただし、課税仕入れに係る経過措置（事例7参照）の適用期間中はこれを考慮しますので、前ページの【具体例】の場合、1人当たりの接待飲食費は次表のようになります。

接待を行った日	みなす割合	接待飲食費	1人当たりの飲食費	交際費から除外
R 5/10月～ R 8/ 9月	80%	102,000円	10,200円	×
R 8/10月～ R11/ 9月	50%	105,000円	10,500円	×

3 交際費の損金不算入の計算

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、期末資本金の額等に応じ、一定額が損金算入されるように手当てされています。



※接待飲食費が1,600万円を超える場合は、Bが有利になります。



注意すべきポイント

- ★インボイス発行事業者でない飲食店で接待飲食費を支払った場合には、仕入税額控除の対象とならない部分のみを本体価額に含めて、1人当たり1万円以下の判定を行います。
- ★もっぱらその法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものは「社内飲食費」となり、1人当たり1万円以下の飲食費には該当しません。
- ★所定の事項を記載した書類を保存していなければ、1人当たり1万円以下の飲食費として交際費等から除外することはできません。

9

インボイス制度における少額特例

特定期間の課税売上高が5,000万円以下であり、少額特例の適用が受けられたにもかかわらず、基準期間の課税売上高が1億円超であったため、適用はできないと思い込み、少額特例を適用しませんでした。

ミスのポイント

基準期間の課税売上高が1億円超であっても、特定期間の課税売上高が5,000万円以下であれば、少額特例は適用できます。なお、特定期間の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額ではできない点にも注意が必要です。

1 中小事業者の少額取引に係る事務負担の軽減措置(少額特例)とは

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額(税込)が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。これを「少額特例」といいます。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様に適用されます。

適用対象者	対象となる取引	適用期間
基準期間※1の課税売上高が1億円以下	課税仕入れに係る支払対価の額(税込)が1万円未満	令和5年10月1日から令和11年9月30日まで
特定期間※2の課税売上高が5,000万円以下		

※1 基準期間とは、法人の場合、その事業年度の前々事業年度をいいます。

※2 特定期間とは、法人の場合、その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間をいいます。

2 判定単位

少額特例の判定単位は、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するのではなく、1回の取引の合計額が1万円未満かどうかにより判定します。したがって、例えば8,000円の商品と7,000円の商品を同時に購入した場合(合計15,000円)は、少額特例の対象になりません。

3 特定期間による判定

特定期間における納税義務の免除の特例は、特定期間の課税売上高に代えて給与等支払額の合計額で判定することができますが、少額特例の場合には、この判定はできません。したがって、特定期間の課税売上高が5,000万円超である場合、たとえ給与等の支給額の合計額が5,000万円以下であっても、少額特例は適用できません。

4 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

インボイス制度においては、帳簿及びインボイス等の保存が仕入税額控除の要件とされます。ただし、インボイス等の交付を受けることが困難である場合には、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

具体的には、次のような場合です。

- ① インボイスの交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② インボイスの記載事項（取引年月日を除きます）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの古物の購入
- ④ 質屋を営む者のインボイス発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤ 宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥ インボイス発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品の購入
- ⑦ インボイスの交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑧ インボイスの交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限りませす）
- ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）



注意すべきポイント

- ★中小事業者（基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5,000万円以下）が行う税込1万円未満の取引については、インボイス制度導入から6年間は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。
- ★少額特例は、1回の取引の合計額が1万円未満かどうかにより判定します。
- ★少額特例における特定期間の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額で行うことはできません。